# ▲ ご注意ください ▲

# 4月から介護保険課が 保健福祉センター内に移転します

市では、介護保険課業務と地域包括支援センターの介護保険事業を一体的に推進するため、介護保険課の執務場所を4月1日から保健福祉センター内に移転します。

介護認定の申請等及びその他介護保険に関わるお手続きの際には、お手数ですが保健福祉センターへお越し願います。

なお、移転後も転入・転出等に伴う介護保険の資格の届出については、引き続き、市役所 1 階市民課国保医療担当窓口にて手続きができます。

### ※保健福祉センター

〒 407-0024 韮崎市本町 3 丁目 6 番 3 号 (韮崎市立病院北隣) ☎ 23-4313

### ■問い合わせ(3月31日まで)

介護保険課介護保険担当 (内線 112 ~ 114)





福祉課 障がい福祉担

します。 下旬に新しい受給者証を送ません。対象の方には、3、改めて申請する必要はあいののののののでは、3のののののではあいのののののではあいの制度変更に伴う無料化されます。

所のでの受合者正り収得につい が、4月1日より、中学卒業 (15歳到達日以降最初の3月 (15歳到達日以降最初の3月 (15歳到達日以降最初の3月 が、4月1日より、中学卒業 が、4月1日より、中学卒業 が、4月1日より、中学卒業 が、4月1日より、中学卒業 が無料化されます。

費助成金の受給者は、年齢に現在、重度心身障害者医療額助成する制度です。め、医療費の自己負担分を全安心して暮らしていただくたとは、障がいをお持ちの方に直度心身障害者医療費助成

### 平成 28 年 3 月 31 日まで 平成28年4月1日以降 医療費助成方法 自動還付方式 窓口無料方式(県内受診のみ) ピンク色 受給者証の色 黄色 (こども医療費助成受給者証と同色) 重度心身障害児 重度心身障害者 受給者証名称 医療助成受給者証 医療費助成受給者証 83190074 81190074 公費負担番号

※窓□無料方式…受給者証の提示により、医療機関等の窓□で医療費を払う必要がない方式です。 ※自動還付方式…現行の方式。受給者証提示により、いったん医療費を負担することになりますが、 2 か月後の月末に指定□座に自動的に還付される方式です。

## 平成28年 4月1日から

# 窓口無料化へ障がい児の医療費助成制に競(中学卒業)までの